

3 委員会告示及び選挙長告示

平成26年11月28日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第8654号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成26年12月1日。ただし、年齢については、同月14日を基準日とする。
- 2 登録を行う日
平成26年12月1日
- 3 縦覧に供する期間
平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により平成26年12月2日と定めたので、同令第23条の11第5項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成26年12月2日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区

- | | | |
|---------------|-----------------|------|
| (1) 選挙長 | 鳥取市安長240-37 | 英 義人 |
| (2) 選挙長の職務代理者 | 鳥取市立川町五丁目159-15 | 酒嶋 優 |

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区

- | | | |
|---------------|---------------|-------|
| (1) 選挙長 | 米子市八幡224-4 | 相見 慎 |
| (2) 選挙長の職務代理者 | 鳥取市吉方温泉三丁目852 | 安本 俊夫 |

3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会

- | | | |
|-----------------|-----------------|------|
| (1) 選挙分会長 | 鳥取市安長240-37 | 英 義人 |
| (2) 選挙分会長の職務代理者 | 鳥取市立川町五丁目159-15 | 酒嶋 優 |

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における選挙長又は選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区の選挙長

- 平成26年12月2日 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 平成26年12月3日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区の選挙長

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

3 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

<p>せいとう たのせいじ 政党その他の政治</p> <p>だんたい めいしやうまた りやくしやう 団体の名称又は略称</p>	<p>第四十七回 衆 議 院</p> <p>比例代表選出議員選挙投票</p>	<p>点 字 投 票</p>	<p>鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印</p>
<p>○ 注 意</p> <p>せいとう たのせいじだんたい めいしやうまた りやくしやう 政党その他の政治団体の名称又は略称</p> <p>は、欄内に一つ書くこと。</p>			

<p>せいとう たのせいじ 政党その他の政治</p> <p>だんたい めいしやうまた りやくしやう 団体の名称又は略称</p>	<p>第四十七回 衆 議 院</p> <p>比例代表選出議員選挙投票</p>	<p>点 字 投 票</p>	<p>鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印</p>
<p>○ 注 意</p> <p>せいとう たのせいじだんたい めいしやうまた りやくしやう 政党その他の政治団体の名称又は略称</p> <p>は、欄内に一つ書くこと。</p>			

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第29号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日 時 平成26年12月2日 午後5時20分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区
 - (1) 日 時 平成26年12月2日 午後5時10分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区
 - (1) 日 時 平成26年12月2日 午後5時10分
 - (2) 場 所 米子市靴町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 日 時 平成26年12月4日 午後1時30分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第32号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日 時 平成26年12月2日 午後5時30分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第33号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 平成26年12月16日 午後1時30分
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙会
 - (1) 場 所 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
 - (2) 日 時 平成26年12月16日 午後1時30分
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 平成26年12月16日 午後2時

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第16条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 審査分会長 鳥取市安長240-37 英 義人
- 2 審査分会長の職務代理者 鳥取市立川町五丁目159-15 酒嶋 優

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町一丁目220鳥取県庁選挙管理委員室においてその事務を行う。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第36号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条第3項の規定に基づき、平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成26年12月2日

る。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙)

点字投票 第二十三回 最高裁判所裁判官 国民審査投票	<table border="1"> <tr> <td>鳥 取 県</td> <td>選 挙 管 理</td> <td>委 員 会 印</td> </tr> </table>	鳥 取 県	選 挙 管 理	委 員 会 印
鳥 取 県	選 挙 管 理	委 員 会 印		

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第38号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

2 日 時 平成26年12月16日 午後2時30分

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第40号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区の候補者 22,674,200円
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区の候補者 22,688,600円

鳥取県選挙管理委員会告示第41号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,551
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,752
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,253
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,211
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,267
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,509
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,719
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,447
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,326
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,051
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,116
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,527

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長 英 義 人

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時10分

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 相 見 慎

- 1 場 所 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時10分

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成26年12月2日

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長 英 義 人

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時20分

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第42号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において実施する政見放送における各候補者届出政党の政見放送の日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により次のとおり定めたので、告示する。

平成26年12月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

実施放送局	テレビ、ラジオの別	回数	放送日時			放送の順序		
			月 日	曜日	開始時間	1	2	3
日本放送協会 鳥取放送局	テレビ	第1回	12月11日	木	午前7時25分	民主党	日本共産党	自由民主党
	ラジオ	第1回	12月10日	水	午前8時5分	民主党	日本共産党	自由民主党
山陰中央テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	12月10日	水	午後2時	民主党	日本共産党	自由民主党
日本海テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	12月9日	火	午後4時23分	日本共産党	自由民主党	民主党

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において、次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第13項の規定により告示する。

平成26年12月3日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長 英 義 人

届出受理番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	職 業
		候補者届出政党の一のウェブサイト等のアドレス			候補者の一のウェブサイト等のアドレス	
1	日本共産党	つかだ なるゆき	鳥取県	鳥取県鳥取市西品治 282-31	昭和39年 2月6日	政党役員
		http://www.jcp.or.jp/			https://twitter.com/aozoranaru	
2	自由民主党	いしば しげる	鳥取県	鳥取県鳥取市上町 36	昭和32年 2月4日	国務大臣内閣府特命担当
		http://www.jimin.jp/			http://www.ishiba.com/	

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において、次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第13項の規定により告示する。

平成26年12月3日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 相 見 慎

届出 受理 番号	候補者届出 政党の名称	候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	職 業
		候補者届出政党の一のウェブサイト等のアドレス			候補者の一のウェブサイト等のアドレス	
1	民主党	湯原 俊二	鳥取県	鳥取県米子市彦名町 6682-1	昭和37年 11月20日	農業
		http://www.dpj.or.jp			http://www.yuhara.net	
2	自由民主党	赤沢 りょうせい	鳥取県	鳥取県米子市日ノ出町 1-6-40	昭和35年 12月18日	自由民主党選 挙区支部長
		http://www.jimin.jp/			http://www.ryosei-akazawa.com	
3	日本共産党	福住 ひでゆき	鳥取県	鳥取県米子市車尾4- 15-19	昭和50年 12月8日	政党役員
		http://www.jcp.or.jp/			http://twitter.com/fukuzumih	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第45号

平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 101 条第 2 項の規定により告示する。

平成26年12月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 1 区における当選人

住 所	氏 名	候補者届出政党の名称
鳥取県鳥取市上町36	石 破 茂	自由民主党

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第 2 区における当選人

住 所	氏 名	候補者届出政党の名称
鳥取県米子市日ノ出町一丁目 6-40	赤 澤 亮 正	自由民主党

4 選挙事務執行体制等

(1) 事務分担表

第47回衆議院議員総選挙・第23回最高裁判所裁判官国民審査事務分担表

委員長 相見 慎
 委員長代理 英 義 人
 委員 大口 久 志
 委員 吉田 圭子

係名	事務分担	31名(前回H24:28名)	
		主査	副査
総括	○選挙事務の総括に関する事	酒嶋事務局長 福田次長兼庶務係長	藤本参事 溝内次長
	○選挙事務の連絡調整に関する事 ○報道機関等への情報提供に関する事	溝内次長 宮本係長	福田(隆)次長兼庶務係長 溝内次長
管理係	○諸規程の整備に関する事 ○選挙管理委員会の議案に関する事 ○選挙管理委員会、選挙(分会)長の告示に関する事 ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関する事 ○取締機関及び報道機関との連絡に関する事(管理執行関係) ○選挙事務の一般管理に関する事 ○供託金の管理に関する事 ○他の係に属しない事項に関する事	宮本係長 石本(昭)書記 小椋書記 浦島書記(とり暮) 北川書記(消防防災) 山根書記(観光戦略)	溝内次長
市町村候補者公営係	○投票用紙の作成に関する事 ○政見放送に関する事 ○選挙公報、審査公報に関する事 ○不在者投票等事務諸用紙の作製に関する事 ○立候補届出諸用紙の作製に関する事 ○候補者公営に関する諸用紙の作製に関する事 ○届出政党関係書類及び「七つ道具」等の作製に関する事 ○氏名等掲示に関する事 ○投・開票事務諸用紙の作製に関する事 ○点字氏名票、点字版等「選挙のお知らせ」に関する事 ○各種印刷立会、比例・審査公報原稿輸送に関する事	吉川補佐 吉川補佐 田中補佐 福井書記 村岡書記 村岡書記 福田書記 岩片書記 武内書記 岩片書記 矢吹書記(交通政策) 福田書記(交通政策) 北川書記(教育・学術) 生田書記(統計) 稲田書記(男女共同参画) 露木書記(東部振興)	福井書記 福井書記 岩片書記 福田書記 福田書記 吉川補佐 吉川補佐 村岡書記 田中補佐 田中補佐
啓発係	○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関する事 ○市町村の啓発事業に関する事 ○啓発物資の作製に関する事	福田(隆)次長兼庶務係長 川上補佐 遠藤書記	宮本係長 遠藤書記 川上補佐
速報係	○報道機関との連絡に関する事(投開票速報関係) ○国への速報に関する事 ○投・開票速報に用いる物資の作製に関する事 ○投・開票速報(運用関係)に関する事 ○投・開票速報(HP、ウェブ関係)に関する事	片山書記 石本(昭)書記 片山書記 片山書記 小椋書記	溝内次長 片山係長 小椋書記 金田書記(情報政策) 金田書記(情報政策)
庶務経理係	○庶務経理の総括に関する事 ○候補者公営費の支払いに関する事 ○選挙の執行経費に関する事 ○不在者投票特別経費交付金に関する事 ○物品契約課経由の物資作成の総括に関する事 ○選挙(分会)長、立会人等への旅費、報酬の支払いに関する事 ○物資輸送に関する事 ○その他の支払い事務に関する事	福田次長兼庶務係長 浦上書記 小林書記 石本(慎)書記 小林書記 石本(慎)書記 浦上書記 石本(慎)書記	澤補佐 石本(慎)書記 浦上書記 小林書記 澤補佐 小林書記 川上補佐 澤補佐

備考1) 担当者名横のマーク ◎:係長

備考2) 各係の起案における文書審査は、当該係の補佐が行うことを基本とする。

備考3) 立候補受付時の体制は別途。2区選挙長事務は、西部総合事務所において補助執行。選挙係長経験者を書記併任派遣

備考4) 投開票速報の体制は別途。上記担当者とは別に他課職員を書記に併任し、又は職務従事命令により体制を組む。

前回 自治振興課15名+3名(管理係応援)+他課10名(企画2、教学2、情報3、とり暮1、交通2)

今回 地域振興課21名+3名(管理係応援)+他課7名(交通2、教学1、統計1、男女1、東部振興1、情報政策1)

(2) 投開票速報実施要領等

ア 推定投票率速報要領

衆議院小選挙区選出議員選挙推定投票率速報要領

1 速報期日

平成26年12月14日(日)

2 速報を行う投票区(速報投票区)

次の速報投票区において、速報現時の小選挙区の投票者数の報告を行ってください。

市町村名	速報投票区名	投票所施設名	投票区電話番号	県選管電話番号
鳥取市	鳥取市第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	別途連絡	別途連絡
米子市	米子市第8投票区	米子市児童文化センター		
倉吉市	倉吉市第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館		
境港市	境港市第1投票区	渡公民館		
岩美町	岩美町浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所		
八頭町	八頭町第17投票区	八東体育文化センター		
琴浦町	琴浦町第11投票区	赤碕地区公民館		
大山町	大山町中山第3投票区	大山町役場中山支所		
日南町	日南町第3投票区	生山自治会館		

3 各市町の速報責任者

各市町委員会は、速報投票区に速報責任者を配置し、速報を行ってください。

4 速報要領

(1) 速報は、次の現時により行ってください。

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、
19時30分及び20時（計13回）

(2) 上記(1)の時刻には、県委員会から電話による定時確認を行いますので、速報投票区の速報責任者は、速報時刻の10分前現在での小選挙区の投票者数（累計）を男・女・計別に記録し、電話口で待機してください。

当日有権者数については、9時現在の定時確認の際にのみ確認するものとします。

(3) 使用する電話

速報投票区において使用する電話番号は、上記2の表のとおりです。（別途連絡）

(4) 報告の方法

速報責任者は、発信の際「〇〇市（町）、第〇〇投票区〇時現在投票速報」と呼称した後、「投票者数、男〇〇名、女〇〇名、計〇〇名」と報告してください。

(5) 期日前投票・不在者投票及び在外投票者数の取扱い

ア 期日前投票者数については、最初の9時の報告時点から、当該速報投票区の数に加えて報告してください。（以降の報告時も同様）

イ 不在者投票者数及び在外投票者数については、この報告から除外されるものですので、注意してください。

(6) 県委員会の受信者は、速報投票区からの速報を受信したときは、その内容を反復して確認するとともに、発信者、受信者が相互に氏名を確認することとします。

5 推定投票率の算定（県委員会）

(1) 推定投票率は、速報投票区の当日有権者数で、速報時刻（上記4-(1)）現在の男・女・計の投票者数を除して、各速報投票区の投票率を算出し、公表責任者に報告するものとします。

(2) 投票率は、百分率（%）により、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出するものとします。

(3) 県全体の推定投票率は、次の算式により算出するものとします。

$$\frac{\left[\text{県の男の当} \right] \times \left[\text{全速報投票区の} \right] + \left[\text{県の女の当} \right] \times \left[\text{全速報投票区の} \right]}{\left[\text{日有権者数} \right] \times \left[\text{男の推定投票率} \right] + \left[\text{日有権者数} \right] \times \left[\text{女の推定投票率} \right]} \times 100$$

県の当日有権者数

イ 投・開票速報実施要領

第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査 投・開票速報実施要領

平成26年12月14日執行予定の第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の投票速報及び開票速報は、次により実施します。

1 通常時の速報報告（ファクシミリ）

・各市町村からの当日有権者速報、投票速報、開票速報は、原則としてファクシミリにより行います。

・詳細については、下記のほか「第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査におけるファクシミリによる投開票速報の報告について」（別途通知）を参照してください。

・県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）へファクシミリを送信した後、機器の「送信結果」を表示するなどして送信状況を必ず確認してください。

・予定時刻までに投票結果の報告のない市町村に対しては、県委員会事務局長の指示により、督促する場合があります。

(1) 当日有権者速報（「国内+在外」、「国内」、「在外」があることに留意。）

報告者	報告時刻	報告の方法
-----	------	-------

速報責任者	投票前日12時まで	県委員会にファクシミリにより報告
-------	-----------	------------------

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

(2) 投票速報 (小選挙区及び比例代表にあっては、「国内+在外」、「国内」、「在外」があることに留意。)

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 各投票所からの報告の集計が終わり次第	県委員会にファクシミリにより報告 (小選挙区、比例代表、国民審査の順)

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

報告数には、期日前投票、不在者投票を含めた数字を報告してください。

選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みません。

(3) 開票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 《開票速報》 各市町村の投票の点検、集計が終わり次第 《4市中間報》 小選挙区：21時30分から30分おき報告 (例：21時30分については、 21時20分から30分までの間に報告)	県委員会にファクシミリにより報告 (小選挙区、比例代表、国民審査の順)

注) 送信前には、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。

市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県委員会に報告後、各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応してください。

(4) 訂正報

報告した数値に間違いを発見した場合は、直ちに訂正速報を下記によりお願いします。

ア 訂正理由を帳票の余白に記入し、数値を修正した上で、帳票の訂正箇所の該当数値の前に○印をつけて帳票の右上に「訂正後」と記入し、訂正前の帳票の右上に「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にファクシミリ送信する。

イ アの直後に、電話により訂正速報を行う旨を連絡し、訂正箇所と訂正理由を報告する。

(電話番号：0857-26-7057/7580 ファクシミリ番号：下記3の(3)の番号)

(5) 無効投票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日開票速報に引き続き	無効投票の内訳を県委員会にファクシミリにより報告

注) 県委員会は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県委員会からの解除指示があるまでは待機し、緊急連絡が取れるようにしてください。

報告に当たっては、「衆議院小選挙区選出議員選挙無効投票速報発(受)信票」、「衆議院比例代表選出議員選挙無効投票速報発(受)信票」、及び「最高裁判所裁判官国民審査無効投票速報発(受)信票」により行ってください。なお、速報の際は、併せて無効投票率=無効投票速報発信票「合計」÷開票速報「投票総数」も速報してください。この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めてください。

(6) 推定投票率速報 (小選挙区)

・推定投票率速報は、下記の投票区において、ファクシミリによらず、県委員会からの電話聞き取りにより実施します。

・実施方法については、「衆議院小選挙区選出議員選挙推定投票率速報要領」により行ってください。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	鳥取市第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907
米子市	米子市第8投票区	米子市児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	倉吉市第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114
境港市	境港市第1投票区	渡公民館	境港市渡町1356-1
岩美町	岩美町浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町大字浦富2539-15
八頭町	八頭町第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10-1
琴浦町	琴浦町第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	大山町中山第3投票区	大山町役場中山支所	大山町赤坂66
日南町	日南町第3投票区	生山自治会館	日南町生山739-3

2 非常時の速報報告 (電話による報告)

機器の故障などファクシミリによる報告ができない場合は、次により報告してください。

(1) 県委員会に対して、ファクシミリによる報告ができない旨と現在の状況を連絡してください。(連絡先は1の(4)訂正報の場合と同じ)

- (2) 報告は電話による読み上げで行います。まずは、報告する内容（小選挙区か比例代表か或いは国民審査か、投票速報か開票速報かなど）を伝え、県担当者の指示により、各項目の数値を読み上げてください。
読み方は、「4527 (よんせん ごひゃく ふたじゅう なな)」という要領とし、県担当者からは、「よんご にい なな」という要領で反復します。
集計ソフト等を活用している場合で、ファイルの作成や帳票の出力も出来ない際には、予め県が定めている統一様式に記入してください。

3 問い合わせ先等

- (1) 投・開票速報の報告に関する質疑

投開票当日以外	投開票当日
(0857)26-7581/7058	(0857)26-7057/7580

- (2) その他管理執行に関する質疑

(0857)26-7058/7061

- (3) 報告用のファクシミリ番号

鳥取市、倉吉市、岩美町 若桜町、智頭町、八頭町 三朝町	} (0857)26-8129
米子市、境港市、湯梨浜町 琴浦町、北栄町、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町	

ウ 投票・開票状況公表要領

第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査投・開票状況公表要領

平成26年11月27日

鳥取県選挙管理委員会事務局

衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区」という。）及び衆議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表」という。）並びに最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の投票・開票状況の公表は、次により行います。

1 投票状況の公表

- (1) 推定投票率

ア 推定投票率は、小選挙区についてのみ、次の速報投票区の投票状況により推定します。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	鳥取市第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907
米子市	米子市第8投票区	米子市児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	倉吉市第5投票区	倉吉市立西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114
境港市	境港市第1投票区	渡公民館	境港市渡町1356-1
岩美町	岩美町浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町大字浦富2539-15
八頭町	八頭町第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10-1
琴浦町	琴浦町第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	大山町中山第3投票区	大山町役場中山支所	大山町赤坂66
日南町	日南町第3投票区	生山自治会館	日南町生山739-3

※大山町は18時が最終。琴浦町及び日南町は19時が最終

イ 公表の時間及び方法

時間	方法
9時、10時、11時、12時、13時、 14時、15時、16時、17時、18時、 19時、19時30分、20時現在の推定投票率 (計13回)	1)一覧表を県政記者室に提供(17部) 2)F-net(県政記者室)等によりファクシミリ送信 3)2)に併せ、鳥取県選挙管理委員会ホームページ(以下「HP」という。)に掲載(更新)

※公表時間の取扱い

〔市町→県：8時50分から9時00時までの間に県へ報告。〕

〔県選管：9時00分現在を9時10分までに公表。以後60分間隔。19時のみ30分現在も公表。〕

ウ 推定投票率の算定方法

- (ア) 期日前投票の扱い

期日前投票者数については、9時の公表時点から当該速報投票区の分の数が加えられています(以降の報告時も同様)。

- (イ) 在外投票及び不在者投票の扱い

在外投票者数及び不在者投票者数については、この算定から除外されています。

- (ウ) 県全体の推定投票率については、次の算式に基づいて百分率(%)により算出するものとし、少数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで算定するものとします。

$$\left[\begin{array}{c} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right]$$

(県の当日有権者数)

(2) 確定投票率

区分	時間	方法
小選挙区	20時30分 から30分おき 及び最終確定時	1)県計集計票を県政記者室に提供(17部) 2)F-net(県政記者室)等によりファクシミリ送信 3)2)に併せ、HPに掲載(更新)
比例代表	最終確定時 (中央選管報告後)	4)<希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信(htm形式)
国民審査	最終確定時 (中央選管報告後)	

※「20時30分から30分おき」の取扱い

〔市町→県：確定後随時に県へ報告。〕

〔県選管：20時30分現在を20時40分までに公表。以後30分間隔。〕

2 開票状況の公表

(1) 小選挙区

区分	時間	方法
町村別開票速報① (確定報)	着信の都度	1)個票を着信の都度県政記者室に提供(17部) 2)F-net(県政記者室)等によりファクシミリ送信
市部開票速報②		
中間報	21時30分 から30分おき	1)個票を着信の都度県政記者室に提供(17部) 2)F-net(県政記者室)等によりファクシミリ送信
確定報	着信の都度	1)個票を着信の都度県政記者室に提供(17部) 2)F-net(県政記者室)等によりファクシミリ送信
時間別開票速報 (①と②を累計)	21時30分 から30分おき 及び最終確定時	1)県計集計票を県政記者室に提供(17部) 2)F-net(県政記者室)等によりファクシミリ送信 3)2)に併せ、HPに掲載(更新) 4)<希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信(htm形式)
惜敗率、法定得票数 及び供託金の没収点	開票結果 最終確定時	時間別開票速報に同じ

※「21時30分から30分おき」の取扱い

〔市→県：21時20分から21時30分までの間に県へ報告。以後30分間隔。〕

〔県選管：21時30分現在を21時40分までに公表。以後30分間隔。〕

(2) 比例代表

区分	時間	方法
市町村別開票速報 (確定報)	着信の都度	1)個票を着信の都度県政記者室に提供(17部) 2)F-net(県政記者室)等によりファクシミリ送信
時間別開票速報 (県計集計表)	23時から 1時間おき 及び最終確定時 (中央選管報告後)	1)県計集計票を県政記者室に提供(17部) 2)F-net(県政記者室)等によりファクシミリ送信 3)2)に併せ、HPに掲載(更新) 4)<希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信(htm形式)

※「23時から1時間分おき」の取扱い

〔市町村→県：確定後随時に県へ報告。〕

〔県選管：23時00分現在を23時10分までに公表。以後60分間隔。〕

(3) 国民審査

区分	時間	方法
開票結果速報 (県計集計表)	最終確定時 (中央選管報告後)	1)県計集計票を県政記者室に提供(17部) 2)F-net(県政記者室)等によりファクシミリ送信 3)2)に併せ、HPに掲載(更新) 4)<希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信(htm形式)

3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会に報告後は各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

(3) 投票・開票当日事務分担・事務処理要領

第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委員長 相見 慎
 委員長職務代理者 英 義人
 委員 大口 久志
 委員 吉田 圭子

1 組織及び分担

係名・人数	分 担 事 務	担 当 者
総 指 揮 (1)	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	酒嶋事務局長
総 務 係 (兼3)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	(福田次長、澤、小林)
発 表 係 (4+兼2)	県政記者室における投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	記者室(酒嶋事務局長) 藤木参事 印刷配布・FAX送信担当 (藤木参事)、澤、涌島(とり暮) 福田雄(交通)、生田(統計)
指 導 係 (3+兼2)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。 併せて、ファクシミリ及びオンラインにより国への報告を行う。	溝内次長、宮本係長、石本昭 中央選管端末担当 (石本昭、小椋)
推定投票率 受 信 係 (3+兼8)	速報投票区(9投票所)から投票速報を受信(計13回)し、県内の投票率を推定する事務を処理する。 推定投票率のホームページへの掲示を行う。	総括(溝内次長) 集計・FAX送信 (宮本係長、石本昭、小椋) 受信 北川(教学)、稲田(男女)、 露木(東部振) HP(片山、福田裕) 中央選管端末担当 (石本昭、小椋)
受 信 係 (3)	市町村から速報される投票及び開票の受信に関する事務を処理する。	小選挙区 小林 比例代表 遠藤 国民審査 石本慎
電 算 係 (10)	投票速報及び開票速報の集計に関する事務(入力、出力、帳票確認)を処理する。 HP及び電子メールによる投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	入力担当 小選挙区 吉川、岩片 比例代表 田中、武内 国民審査 福井、村岡 出力・確認担当 福田裕、浦上 HP・メール送信担当 金田(情報)、小椋
調 整 係 (3+兼1)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行うとともに、無効投票速報の受信状況を確認し、市町村との連絡調整を行う。	福田次長、(宮本係長) 川上、片山

昼9名、夜25名、うち昼夜通し6名。

(25参:昼11名、夜23名、うち昼夜通し7名。)

(24衆:昼9名、夜23名、うち昼夜通し7名。)

(23知事県議:昼9名、夜25名、うち昼夜通し4名。)

(22参:昼11名、夜24名、うち昼夜通し6名。)

(21衆:昼11名、夜23名、うち昼夜通し5名。)

2 各係の事務処理要領(中央選管端末担当以外の指導係及び総務係を除く。)

推定投票率受信係

◎推定投票率は、小選挙区選挙(以下「小選挙区」という。)について、速報投票区の投票状況により推定するものであること。

(1) 電話区分等

速報投票区からの投票速報を受信する場合の電話の区分等は、次のとおりである。

市町村	速報投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	受信電話番号	担当者
鳥取市	鳥取市 第4投票区	鳥取市立西中学校 体育館	太田 薫道		(0857) 26-7059	北川
米子市	米子市 第8投票区	米子市児童文化 センター	米田 克宏		" 26-7059	"
倉吉市	倉吉市 第5投票区	倉吉市立西郷小学校 体育館	門脇 眞理子		" 26-7059	"
境港市	境港市 第1投票区	渡公民館	遠藤 彰		" 26-7591	稲田
岩美町	岩美町 浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合 浦富支所	浜野 晃		" 26-7591	"
八頭町	八頭町 第17投票区	八東体育文化センター	安住 真彦		" 26-7591	"
琴浦町	琴浦町 第11投票区	赤碓地区公民館	浜川 明		" 26-7089	露木
大山町	大山町 中山第3投票区	大山町役場中山支所	杉本 美鈴		" 26-7089	"
日南町	日南町 第3投票区	生山自治会館	弓場 弘之		" 26-7089	"

(2) 予行通話

投票日の当日午前8時30分に予行通話を行う（県から発信を行う。）。

(3) 受信時刻

投票日の当日次の時刻であること（速報投票区においては、それぞれ時刻の10分前の数字を報告することになっていること。）。

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時（計13回）

(4) 受信票の記入

速報投票区からの投票速報を受信したときは、「衆議院小選挙区選出議員選挙投票速報発信受信票」の「投票者(4)～(6)」に記入すること。ただし、9時の報告を受信するときは、併せて「当日有権者(1)～(3)」についても記入すること。

(5) 期日前投票者数が含まれていること等の確認

9時の報告を受信する際には、次の事項を確認すること。

- ①期日前投票者数が含まれていること
- ②不在者投票者数及び在外投票者数は除外していること

(6) 電話の発信

速報に当たっての電話の発信は、県から行うものであること。

(7) 推定投票率の公表

公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室Fネットによりファクシミリ送信することにより行うものとし、公表時刻（時点）は、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時とする。

なお、県政記者室Fネットに登録されていない報道機関に対しては、地域振興課内ファクシミリによる送信を行う。

(8) 中間投票状況の報告（中央選管への報告：計6回）

推定投票率を、都道府県オンライン端末により中央選管に報告する。

- 第1回 10時現在：10時50分までに入力、帳票打ち出し及び読み合わせ後送信（11時期限）
- 第2回 11時現在：11時50分までに " (12時期限)
- 第3回 14時現在：14時50分までに " (15時期限)
- 第4回 16時現在：16時50分までに " (17時期限)
- 第5回 18時現在：18時50分までに " (19時期限)
- 第6回 19時30分現在：20時20分までに " (20時30分期限)

(9) ホームページへの掲示（ホームページ担当）

集計の際に作成したデータを使用して、ホームページ用データを作成し、定時（13回）に更新する。

受信係

(1) 受信用ファクシミリ

ア 市町村からの投票速報及び開票速報並びに無効投票速報を受信する番号は、次のとおりである。

鳥取市、倉吉市、岩美町
若桜町、智頭町、八頭町
三朝町（7団体） } 0857-26-8129 （地域振興課）

米子市、境港市、湯梨浜町、
琴浦町、北栄町、日吉津村、
大山町、南部町、伯耆町、
日南町、日野町、江府町（12団体） } 0857-26-8107 （交通政策課）

イ 指定番号が通話中のときは、適宜、他の番号で受信すること。

(2) 投票速報

ア 投票速報は、小選挙区、比例代表、国民審査の順に行うこと。

イ 投票速報は、次のいずれかに該当する帳票により送信されるものであること。

(ア) 「(1-A) 衆議院小選挙区選挙投票速報発信票」、「(2-A) 衆議院比例代表選挙投票速報発信票」又は「(3-A) 国民審査投票速報発信票」

(イ) 市町村の選挙管理委員会事務局が調製する帳票であって、その様式により速報を行うことについて、あらかじめ県の選挙管理委員会事務局の了解を得ているもの

ウ 投票速報の受信

(ア) ファクシミリ付近でチェックリストを持って待機し、担当する選挙（小選挙区、比例代表、国民審査）の帳票を受信したときは、受信票を取り出し、「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）投票結果、受信しました。」と発声し、県選管備え付けの電波時計を確認して受信時刻をチェックリストに記入し、「受信時刻は**時**分です。」と発声する。国民審査は全市町村確定後の公表となるので、受信が混み合うときは、小選挙区、比例代表の処理を優先すること。

(イ) 引き続き、受信係が受信票を電算係入力担当副査に回付する。

◎電算係入力担当による当日有権者数の確認

①副査は当日有権者数を読み上げ、主査は手持ちの当日有権者数（紙データ）と照合し、異動数を確認する（指導係が選挙前日に当日有権者数（速報）を取りまとめ、入力担当に紙で配付する。）。

<異動理由が記載されている場合>

②主査は、指導係を呼び、当日有権者数と異動理由を読み上げる。

③指導係は、異常を認めないときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、当日有権、異常なしです。」と発声し、異常を認めたときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、当日有権、異常があります。」と発声し、指導係は調整係に報告する。

④調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果について、調整係と指導係が協議し、報告数が正しいと認めたときは、調整係は指導係に対し、主査に報告数のおり入力させることを指示する。確認の結果について、報告数を訂正する必要があると認める場合は、調整係が市町村選管に訂正報告の指示を出す。

<異動理由が記載されていない場合>

②主査は、数値が一致するときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、当日有権、一致します。」と発声し、一致しないときは「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、当日有権、一致しません。」と発声し、主査は指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

③調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果について、調整係と指導係が協議し、報告数が正しいと認めたときは、調整係は指導係に対し、主査に報告数のおり入力させることを指示する。確認の結果について、報告数を訂正する必要があると認める場合は、調整係が市町村選管に訂正報告の指示を出す。

エ 訂正報告があったときは、下記のとおりとする。

(ア) 調整係から訂正前の受信票及び訂正後の受信票が回付される（訂正報告のファクシミリ受信は調整係が行う）ので、受信係は、すでに記入している「投票速報チェックリスト」の受信時刻を二重線で見え消しし、調整係が発声した訂正時刻を再度記入する。

(イ) 受信係は、訂正前の受信票及び訂正後の受信票を電算係入力担当に回付する。

オ 21時30分までに報告のない市町村に対しては、調整係（総括）の指示により調整係又は指導係が督促する場合がある。

(3) 開票速報

ア 開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う確定報と、4市について開票の中間の状況を報告する中間報（小選挙区のみ。21時30分から30分おき）がある。

イ 開票速報は、次のいずれかに該当する帳票により送信されるものである。

(ア) 「(1-B) 衆議院小選挙区選挙開票速報発信票」、「(2-B) 衆議院比例代表選挙開票速報発信票」（中間報は「(1-C) 衆議院小選挙区選挙開票中間発信票」）、「(3-B) 国民審査開票速報発信票」

(イ) 市町村の選挙管理委員会事務局が調製する帳票であって、その様式により速報を行うことについて、あらかじめ県の選挙管理委員会事務局の了解を得ているもの

ウ 確定報の受信に当たっては、発信票の全項目について報告を受けるものとし、中間報（4市のみ）の受信に当たっては、「候補者別得票数」、「得票数合計」及び「開票率」の項目について報告を受ける。

エ 開票速報の受信に際して、次の作業を行う。各自担当する選挙の受信票を処理することを基本とするが、

国民審査は全市町村確定後の公表となるので、ファクシミリの受信が混み合うときは、小選挙区、比例代表の処理を優先する。

(ア) ファクシミリ付近でチェックリストを持って待機し、担当する選挙の帳票を受信したときは、受信票を取り出し、「〇〇市(町村)、小選挙区(比例代表、国民審査)開票結果、受信しました。(小選挙区の場合)△区最後の受信です(1区・2区の早い方のみ)。」と発声し、県選管備え付けの電波時計を確認して受信時刻をチェックリストに記入し、「受信時刻は**時**分です。」と発声する。小選挙区については、4市からの中間報があるので、他選挙の担当(特に、国民審査担当)は、小選挙区担当の受信作業の補助を行う。

(イ) 引き続き、受信票を電算係入力担当に回付する。

◎電算係入力担当による投票者総数と投票者数の一致の確認

①電算係入力担当副査は受信票に記載された投票者総数の数値を読み上げ、電算係入力担当主査が画面上(投票結果)の投票者数と照合する。

②電算係入力担当主査は、数値が一致するときは「〇〇市(町村)、小選挙区(比例代表、国民審査)、投票者数、一致します。」と発声し、一致しないときは「〇〇市(町村)、小選挙区(比例代表、国民審査)、投票者数、一致しません。」と発声し、電算係入力担当主査は指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

③調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果、報告数が正しいと認めるときは指導係を呼び電算係入力担当に報告数どおり入力させることを指示する(この場合、投票速報の公表値に誤りがあったこととなるので、投票速報の訂正報(当該市町村個票と県計集計表)を行う必要がある)。確認の結果、報告数を訂正する必要があると認める場合は、市町村選管に訂正報告の指示を出す。

オ 4市からの中間報(小選挙区のみ)の受信に際しては、次の作業を行う。

(ア) 中間報を受信したときは、ファクシミリから受信票を取り出して、「〇〇市、小選挙区開票中間〇〇時〇〇分、受信しました。」と発声し、県選管備え付けの電波時計を確認して受信時刻をチェックリストに記入し、「受信時刻は**時**分です。」と発声する。

(イ) 引き続き、受信票を電算係入力担当に回付する。

◎電算係入力担当による前回次と同数以上の数値であることの確認

電算係入力担当は2回次(22時)以降の中間報の回付を受けたときは次の処理を行う。

①主査と副査で帳票に記載された公表時刻を確認した上で、主査が画面上に表示されている前回次の候補者別得票数と得票数合計を読み上げ、副査は読み上げられた数値が受信票の数値を上回っていないことを確認し、異常がなければ、「〇〇市、小選挙区開票中間〇〇時〇〇分、得票数、確認しました。」と発声し、入力を行う。異常があれば、指導係を呼び、ともに調整係に報告する。

②調整係は、指導係から異常の報告を受けたときは、市町村選管へ確認をとる。確認の結果、報告数が正しいと認めるときは指導係を呼び電算係入力担当に報告数どおり入力させることを指示する(この場合、前回次の公表値に誤りがあったこととなるので、今回次の帳票の余白に前回報告数値に誤りがあった旨(正誤内容及び原因)を手書き記入し(メール送信にあってはメール本文に記載して)発表する必要がある。前回中間速報の個票及び県計集計表の訂正報は出さない。注意:事前の報道関係者打合会で報道の了解を得ておく必要がある)。確認の結果、報告数を訂正する必要があると認める場合は、市町村選管に訂正報告の指示を出す。

カ 訂正報告があったときは、投票結果と同様に処理を行う。

キ 町村で小選挙区開票終了時刻が22時30分以降となる場合、また、比例代表開票終了時刻が23時30分以降となる場合には、事務局長の指示により中間報を求める場合がある。

(4) ファクシミリ受信できない場合の処理

ア 市町村のファクシミリが不通になったときは、電話での聞き取りにより報告を受信する。

イ 調整係が市町村からファクシミリ不通の連絡を受け、不通である旨の発声を行ったら、予め準備している統一様式(1-A~C、2-A~B、3-A~B)を用いて聞き取りに備える。

ウ 調整係から電話を替わったら、各様式の項目ごとに数値の聞き取りを行い、様式に書き込む。

エ 市町村担当者は、「4527(よんせん ごひゃく ふたじゅう なな)」という要領で読み上げるので、「よん ご にい なな」という要領で反復して確認すること。

オ 聞き取りが終了したときは、受信時刻(聞き取りが終わった時刻とする)を確認し、相手方の名前を聞き取ってから、電話を切る。

カ その後の手順は、通常処理と同様に行う。

電算係

(1) 係員は、それぞれ次の担当とする。

(ア)	入力担当	投開票速報をPC入力し、 入力内容を確認すること。	小選挙区 吉川、岩片 比例代表 田中、武内 国民審査 福井、村岡
-----	------	------------------------------	--

(イ)	出力・確認担当	速報帳票を印刷して、 入力結果及び出力結果を確認すること。	福田裕、浦上
(ウ)	メール送信・ HP担当	速報データを電子メール送信するとともに HPに掲示すること。	小椋、金田（情報）

(2) 投票及び開票速報の集計及び帳票の作成は、選挙ごとに作成した集計シート(Excelファイル)により行う。

ア 入力担当は、速報開始前に集計シートを開き、共有フォルダに別名を付けて保存する。ファイル名は、「一時一分公表小選挙区(比例代表、国民審査)」(例:「22時30分公表小選挙区」)とする。

イ 調整係及び出力・確認担当は、共有フォルダ内に初回公表用のExcelファイルが作成され、ファイル名も正しく設定されていることを確認する。

ウ 入力担当は、受信係から回付された投票速報受信票、開票速報受信票又はこれらに準じ市町村が調製する帳票により入力する。

(ア) 入力に際しては2人1組となり、1名が受信票の項目及び数値を読み上げ、もう1名が入力操作を行う。復唱するなど、入力ミスのないよう留意すること。特に、開票結果の入力の際には、個票に記載されている候補者が届出順に正しく並んでいるか、読み上げながら必ず確認すること。

(イ) 入力後は、Excelのエラーチェック欄を確認(「OK」又は「エラー」)し、数値が正しいことが確認できれば、市町村名の左欄に「確定」と入力(プルダウンリストから選択)し、「上書き保存」を行う。

(ウ) 受信票の右上に「○」(やや大きめの丸印)を書き込み、投票結果の場合は、側に備え付けてある原本カゴ(投票結果)に入れ、開票結果の場合は、側に備え付けてある原本カゴ(開票結果)に入れる。なお、投票結果の受信票は、後に県集計表の確定処理時にまとめて出力・確認担当に回付するものであり、開票結果の受信票は、その都度発表係に回付される。

エラーチェックによる違算その他の異常がある場合(「エラー」と表示される)は、その旨を調整係に報告する。

ちなみに、チェックリスト等により自動で確認される項目は下記のとおり。

<投票結果確定報>

○「当日有権者数」=「投票者数」+「棄権者数」であること。

○「投票率」=「投票者数」÷「当日有権者数」であること。

(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算出。)

<開票結果確定報>

◎小選挙区、比例代表

【按分ありの場合】

○「候補者別(政党別)得票数」の計=「得票総数」であること。

○「得票総数」+「按分の際切り捨てた票数」+「いずれの候補者(政党等)にも属さない票数」=「有効投票数」であること。

※按分の可能性がある選挙区においては、「得票総数」及び「按分の際切り捨てた票数」は、小数点以下第3位もあり得る。

○「有効投票数」+「無効投票数」=「投票総数」であること。

○「投票総数」+「持ち帰りその他」=「投票者総数」=投票速報「投票者数計」であること。(「開票率」が100.00%であること。)

【按分なしの場合】

○「候補者別(政党別)得票数」の計=「有効投票数」であること。

○「有効投票数」+「無効投票数」=「投票総数」であること。

○「投票総数」+「持ち帰りその他」=「投票者総数」=投票速報「投票者数計」であること。(「開票率」は100.00%であること。)

○「按分の際切り捨てた票数」及び「いずれの候補者(政党等)にも属さない票数」の欄が斜線での抹消、「0」の記載、空欄のいずれかになっていること。

◎国民審査

○「有効投票数」+「無効投票数」=「投票総数」であること。

○「投票総数」+「持ち帰り・その他」=投票結果速報「投票者数計」であること。

<開票結果中間報>

小選挙区のみ

○候補者別「得票数」の計=「得票数合計」であること。

○開票率=開票中間速報「得票数合計(4市の場合)」÷投票結果速報(国内+在外)「投票者数」であること。(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算出すること。)

(エ) 数値が正しいことが確認できた場合は、1市町村分の速報の入力を完了する度に、Excelファイルを必ず上書き保存する。

エ 投票及び開票速報(県集計表)の公表時刻は、次のとおりである。

(ア) 投票速報

- 小選挙区……20時30分から30分おきに公表
- 比例代表……最終確定時（中央選管報告後）に公表
- 国民審査……最終確定時（中央選管報告後）に公表

(イ) 開票速報

- 小選挙区……21時30分から30分おき及び最終確定時に公表
県集計表の数値には、4市の中間報が含まれること。
- 比例代表……23時00分から1時間おき及び最終確定時（中央選管報告後）に公表
- 国民審査……最終確定時に公表（中央選管報告後）

オ **入力担当**は、調整係の指示により、それぞれ定刻の5分前に入力中のExcelファイルを共有フォルダに、いったん上書き保存した上で、当該ファイルを閉じる（ファイル名は変更しない）。

カ **出力・確認担当**は、当該公表時刻用のExcelファイルを開き、当該公表時刻及び速報内容を示すタイトル（例：「中間20時30分公表」）を付した公表用の県集計表htmファイルを作成し（Webページとして保存し）、紙帳票を印刷した上で、以下の作業を行う。

(ア) 主査は県集計表の紙帳票で市町村名欄の左横に「確定」（又は「中間」）の文字が記載されている市町村名を読み上げ、副査が当該市町村の個票が手元にあることを確認する。

(イ) そのほか、ページタイトルが正しく記載されているか、印刷で抜けている部分はないかなどについても確認する（数値のチェックは不要。）。

(ウ) 確認の結果、正しく入力されていることが確認できた場合は、個票の右上「○」の中に「L」と記入し、側に備え付けのカゴに個票を入れるとともに、公表用の県集計表の紙帳票を発表係に回付する。

(エ) 確認の結果、入力誤りがある場合は、調整係にその旨を告げ、誤りのあった市町村の個票を入力担当に戻す（出力・確認担当での作業の誤りによるものであれば、自身で直す。）。

⇒入力担当の誤りであれば上記ウ、出力担当の誤りであれば上記カの作業をやり直し、調整係に対して、市町村個票、訂正前の紙帳票、訂正後の紙帳票を渡し、共有フォルダ内にある公表用の県集計表htmファイルが正しく修正されているか確認を受ける。

※htmファイルは、入力誤りの原因者にかかわらず、削除の上、新たに作成する。

キ **メール送信担当・HP担当**は、

- ① 出力・確認担当が作成した県集計表htmファイルを用いて、関係報道機関向けにメール送信による速報を行うとともに、ホームページ掲載用のデータを作成し、投票速報及び開票速報が公表される都度更新する。
- ② 発表係が作業を行うのを見計らい、メール送信の作業及びHP更新の作業を行う。

ク **入力担当**は、出力・確認担当が上記カの作業を始めたら、今回公表時刻のExcelファイルを当該フォルダ内にコピーして貼り付け、次回公表時刻の入ったファイルを、ファイル名を変更して作成する。（例：22時30分公表作業の場合⇒『23時00分公表小選挙区選挙』）

この際、シート中の市町村名左欄の「確定」又は「訂正」の文字を削除すること。

ケ 調整係及び**出力・確認担当**は、共有フォルダ内に次回公表用のExcelファイルが作成され、ファイル名が正しく設定されていることを確認する。

(3) 訂正報があった場合、**入力担当**は、当該市町村のデータを再入力する。その際、市町村名の左欄の「確定」の文字（前々回次以前での確定であれば空欄となっている。）を「訂正」に編集した上で上書き保存すること。

発表係

- (1) 発表は、県政記者室で行う（別途、電算係によってメール送信とホームページ掲載が行われる。）。
- (2) 県政記者室へ提供する書類はすべて**B4判に拡大コピー**する。
- (3) 印刷配布・FAX送信担当

ア 市町村別開票速報（個票：小選挙区、比例代表）

電算係入力担当から回付された受信票（市の中間報を含む）の原本に下記ウの手順でスタンプを押印して18部をB4サイズに拡大コピーし、まず写し1部を県集計表確定処理時の確認用として電算係**出力・確認担当**に配付するとともに、残りの写し17部（選挙事務局長手持用1部、報道関係者用15部、広報課用1部）と同票の原本（Fネット送信用1部）を**県政記者室へ持参する。**

県政記者室では、選挙事務局長（事務局長不在時は副長）に写し1部を手交した後、「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表）開票結果 ●●時●●分現在（中間報）です。」と発声し、写し15部を各社の箱（報道機関名の表示があるもの）に入れて、残る写し1部を広報課の箱に入れる。写し17部の中で残部が生じた場合は、記者室の非常勤職員の机上に設置された箱（「選挙事務局」と書かれた箱）に入れる。

次に、記者室内で、同票の原本（左上にFを記入）を用いて下記エの手順でFネットのファクシミリ送信を行う。

Fネット送信後、同票の原本を事務室に持ち帰り、Fネット送信先以外で報道機関から希望のあった送信先（その他送信先）に、同票の原本を用いて下記オの手順でファクシミリ送信を行う。

その後、同票の原本については、原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れて保管する。

イ 時間別投票速報（県集計表：小選挙区…30分ごと及び最終確定時）

投票速報（県集計表：比例代表及び国民審査…最終確定時のみ）

時間別開票速報（県集計表：小選挙区…30分ごと及び各選挙区確定時）

比例代表…1時間ごと及び最終確定時、国民審査…最終確定時）

電算係出力・確認担当から回付された県集計表の紙帳票原本（A4）に下記ウの手順でスタンプを押印して18部をB4サイズに拡大コピーし（複数枚のときはホッチキスで止める。）、まずB4サイズ写し1部を指導係（のカゴ）に配付するとともに、残りのB4サイズ写し17部（選管事務局長手持用1部、報道関係者用15部、広報課用1部）及び同票のA4サイズ原本（Fネット送信用1部）を県政記者室へ持参する。

県政記者室では、選管事務局長（不在時は参事）に写し1部を手交した後、次のとおり発声する。

「小選挙区（比例代表、国民審査）投票（開票）結果 ●●時●●分現在 です。」

「最終確定●●時●●分 小選挙区（▲区）（比例代表、国民審査）投票（開票）結果です。」

写し15部を各社の箱（報道機関名の表示があるもの）に入れて、残る写し1部を広報課の箱に入れる。

写し17部の中で残部が生じた場合は、記者室の非常勤職員の机の上に設置された箱（「選管事務局」と書かれた箱）に入れる。

次に、記者室内で、同表の原本（左上にFを記入）を用い下記エの手順でFネット送信を行う。

Fネット送信後、同表の原本を事務室に持ち帰り、Fネット送信先以外で報道機関から希望のあった送信先（その他送信先）に、同表の原本を用いて下記オの手順でファクシミリ送信を行う。

その後、同表の原本については、原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れて保管する。

ウ スタンプ押印ルール（複数枚のときは全ての原稿に押印する。）

市町村個票	小選挙区	投票速報 : (印刷・配布しない。) 開票速報(中間報) : 「 <u>中間報</u> 」を押印(印刷・配布する。) 開票速報(確定報) : 押印なし(印刷・配布する。)
	比例代表	投票速報 : (印刷・配布しない) 開票速報(確定報) : 押印なし(印刷・配布する。)
	国民審査	(印刷・配布しない。)
県集計表■	小選挙区	投票速報(定時報) : 押印なし(印刷・配布する。) 投票速報(確定報) : 「 <u>確定報</u> + <u>全確定時分</u> 」を押印 (「全」の文字及び時刻記入後、印刷・配布する。) 開票速報(定時報) : 押印なし(印刷・配布する。) (選挙区確定報) : 「 <u>区確定時分</u> 」を押印 (選挙区名、時刻記入後、印刷・配布する。) (全選挙区確定報) : 「 <u>確定報</u> + <u>全確定時分</u> 」を押印 (「全」の文字及び時刻記入後、印刷・配布する。)
	比例代表	投票速報(全市町村確定報のみ) : 「 <u>確定報</u> + <u>全確定時分</u> 」を押印 (「全」の文字及び時刻記入後、印刷・配布する。) 開票速報(定時報) : 押印なし(印刷・配布する。) 開票速報(確定報) : 「 <u>確定報</u> + <u>全確定時分</u> 」を押印 (「全」の文字及び時刻記入後、印刷・配布する。)
	国民審査	投票速報・開票速報いずれも(全市町村確定報のみ) : 「 <u>確定報</u> + <u>全確定時分</u> 」を押印 (「全」の文字及び時刻記入後、印刷・配布。)

エ Fネットの送信方法

別添「Fネット送信方法」にしたがい、原稿をファクシミリ送信する。（「Fネット送信方法」2～5の作業を行う。）

※送信原稿（複数枚の場合はそれぞれの原稿）の左上に「F」と必ず記入する。

※送信完了後に送信結果が出力されるが、作業時間の都合上、これを待たずに次の作業に取りかかる。

※Fネットの送信作業には、記者室に待機している参事が立ち会う。また、送信確認結果の出力については、参事が手持とする。

※なお、訂正報の場合、原本はA3になるので、速報本部でA4縮小コピーを1部した上で、送信する。

※持参した送信用原本は、Fネット送信の後、速報本部（地域振興課）へ持ち帰る。

オ その他送信先へのファクシミリ送信方法

Fネット送信後、速報本部（地域振興課）に送信用原本を持ち帰り、事前に一齐送信先を設定した教育・学術振興課ファクシミリ（0857-26-8110）から「その他送信先」に送信し、送信済みの原本は速報本部（地域振興課）内で原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れる。

カ 訂正報（開票速報の選挙区又は全市町村確定前）の処理

訂正報の連絡があった場合、調整係（又は指導係）に呼ばれるので、訂正市町村名、訂正する速報の別（小選挙区又は比例代表、投票又は開票）、訂正理由の説明を受けた後、調整係の指示により訂正報の作成に移る。電算係入力担当から回付された訂正前個票（A4）と訂正後個票（A4）を各1部A4サイズのままコピーした上で、直ちに訂正前個票と訂正後個票の原本（A4）各1部を原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れる。

残った写し各1部を所定の訂正報用紙（A3）に貼り付け、訂正理由を記入した上で、20部をB4サイズに縮小コピーし、まず写し1部（B4）を出力・確認担当に配付し、次に写し1部（B4）を指導係に配付し、さらに写し1部（B4）をメール送信・HP担当に配付する。別途、Fネット送信用かつ訂正報原本となる1部をA4サイズに縮小コピーする（貼り付け作成した訂正報用紙（A3）は原本扱いにはしない。）。

その上で、報道資料提供に移るが、提供のタイミングは次のとおりとする。

①投票速報の場合

県集計表の次の公表時刻の際に、作成した訂正報も併せて、報道資料提供（県政記者室での紙配付→Fネット送信→その他送信先ファクシミリ送信）を行う。

②開票速報の場合

直ちに行うこと。作成した訂正報について、報道資料提供（県政記者室での配付→Fネット送信→その他送信先ファクシミリ送信）を行う。

上記①②のタイミングにより、残りのB4サイズ写し17部（選管事務局長手持用1部、報道関係者用15部、広報課用1部）とA4サイズ原本1部を県政記者室へ持参する。

県政記者室では、選管事務局長（不在時は参事）に写し1部（B4）を手交する。事務局長（不在時は参事）は、次のとおり発声し、説明を行う。

<事務局長説明の例>

①投票速報の場合

「小選挙区（比例代表）●●時●●分公表投票結果の訂正です。〇〇市（町村）に訂正があります。理由は・・・です。」

②開票速報の場合

「小選挙区（比例代表）開票結果の訂正です。〇〇市（町村）に訂正があります。理由は・・・です。」

事務局長からの発声（説明）後、発表係は写し15部（B4）を各社の箱（報道機関名の表示があるもの）に入れ、残る写し1部（B4）を広報課の箱に入れる。これらの写し17部（B4）の中で残部が生じた場合は、記者室の非常勤職員の机上に設置された箱（「選管事務局」と書かれた箱）に入れる。

次に、記者室内で、手元に残った訂正報のA4サイズ原本（1枚目の右上にFを記入）を用いて上記エの手順でFネット送信を行う（事務局長不在時を除き、Fネット送信には参事が立ち会う。）。

Fネット送信後、訂正報のA4サイズ原本を速報本部（地域振興課）に持ち帰り、Fネット送信先以外で報道機関から希望のあった送信先（その他送信先）に対し、訂正報のA4サイズ原本を用いて上記オの手順でファクシミリ送信を行う。

その後、訂正報のA4サイズ原本は原本の種類別に並べられている発表係のカゴに入れて保管する。

キ 訂正報（開票速報の選挙区又は全市町村確定後）の処理

小選挙区、比例代表及び国民審査の開票速報において、選挙区又は全市町村が確定した後になって訂正報が入った場合は、調整係の指示により、一先ず、報道機関あてに訂正報が入る旨を県政記者室からFネット送信した後、別途、県集計表に修正箇所を明記した訂正後紙帳票を作成することとし、上記カに準じた処理により、報道資料提供を行う。

ク 惜敗率、供託物没収点及び法定得票数（小選挙区のみ）

選挙区確定時の小選挙区開票速報（県集計表）に表示される。

調整係

◎使用する電話及びファクシミリは以下のものとする。

■電話：0857-26-7057・7580

■ファクシミリ：

鳥取市、倉吉市、岩美町	}	0857-26-8129	（地域振興課）
若桜町、智頭町、八頭町			
三朝町（7団体）			
米子市、境港市、湯梨浜町	}	0857-26-8107	（交通政策課）
琴浦町、北栄町、日吉津村、			
大山町、南部町、伯耆町、			
日南町、日野町、江府町（12団体）			

(1) 速報の進捗管理及び市町村との連絡調整

ア 共有フォルダの監視、チェックリスト、掲示板並びに受信票及び出力表の検収により処理状況を把握し、速報全体の進捗状況を管理する。

- イ 電算係への入力、保存及び出力の指示を行う。
- ウ 報告が遅滞している市町村に対する連絡を行うよう指導係に指示する。
- エ 投票速報に違算その他の異常が認められた場合は、市町村に対する連絡・確認を行う。
- オ 無効投票速報の受信後、当該市町村に係る速報事務の進捗状況を確認し、解除又は待機の連絡を行うよう指導係に指示する。

(2) 訂正報の処理

訂正報の第一報を受けたときは、指導係及び発表係とともに訂正理由を確認する（電話連絡とファクシミリ受信は前後することがあるので、受信係と連携を怠らない。）。

受信係に対して訂正報の受信、電算係及び発表係に対して入力及び次回公表時刻における訂正報の発表に係る指示を行う。

【一般的な手順】

- ①市町村から訂正報の電話があったときは、電話を切らずに「〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表）投票（開票）結果、訂正報入ります。」と発声。
- ②指導係及び発表係を呼ぶとともに、当該市町村の帳票の処理状況（個票発表後かどうか（開票結果の場合）、県集計票発表後かどうか）を確認する。
- ③引き続き、電話を切らずに、市町村の速報担当者に訂正前及び訂正後の帳票をファクシミリで送信済みであることを確認する（これらの帳票が調整係の手元に未だないときは、ファクシミリからの取出しも調整係が行う。）。
- ④帳票に付記されている訂正理由を確認する。訂正理由に疑義があるときは、指導係と電話を替わり、訂正理由の疑義を確認してもらった後、再び調整係に替わってもらう。
- ⑤送信された訂正後の帳票をもとに、訂正内容（すべてのデータを読み合わせ）を確認する（市町村が訂正箇所には〇印を付すことになっているが、漏れている場合は読み合わせをしながら〇印を付す。）。
- ⑥訂正内容が確認できたら、訂正報を了解した旨を市町村の速報担当者に返事して電話を切り、訂正時刻を発声し、受信係に訂正前及び訂正後の帳票を回付し、訂正報の処理を始めるよう電算係及び発表係に指示する。
- ⑦県政記者室で待機する選管事務局長（不在時は参事）に電話連絡（内線 7700）を行い、「〇〇市（町村）から、小選挙区（比例代表）投票（開票）結果 について、訂正の連絡がありました。訂正報が入ります。」と第一報を入れる。

a) 最終確定前の訂正の場合

速報本部で訂正報の処理を確定させた後、発表係が訂正報の報道提供資料を持参するので、事務局長は、発表係から訂正報の写し 1 部の手交を受けた後、県政記者室向けに補足説明を行う。

b) 最終確定後の訂正の場合

速報本部で訂正報の処理が確定するのを待たないで、事務局長は、間もなく訂正報が入る旨を、直ちに報道記者室向けに予告する（緊急連絡扱い。発表係も直ちに県政記者室へ向かい、訂正報を予告する緊急連絡を F ネット送信する。）。訂正報の処理が確定した後、改めて発表係が訂正報の報道提供資料を持参する。事務局長は、発表係から訂正報の写し 1 部の手交を受けた後、県政記者室向けに補足説明を行う。

<事務局長説明の例>

①投票速報の場合

「小選挙区（比例代表）●●時●●分公表投票結果の訂正です。〇〇市（町村）に訂正があります。理由は・・・です。」

②開票速報の場合

「小選挙区（比例代表）開票結果の訂正です。〇〇市（町村）に訂正があります。理由は・・・です。」

⑧その後の手順は通常の処理と同じ。最終確定後の訂正の場合は県集計の最終確定処理のやり直しも行う。

(3) ファクシミリ不通時の処理

ア 市町村のファクシミリが不通となったときは、第一報が電話（0857-26-7057・7580）で入るので、送信することができない報告の種類（小選挙区、比例代表又は国民審査、投票結果又は開票結果など）を聞き取り、

①電話を切らずに「市町村ファクシミリ不通。送信できない報告は、〇〇市（町村）、小選挙区（比例代表、国民審査）、投票（開票）結果です。」と発声する。

②市町村の速報担当者に対して、ファクシミリ復旧までの間は、電話により報告を行うことを指示し、「〇〇市（町村）、電話報告を指示しました。」と発声する。

イ 続けて報告を受ける場合は、受信係に電話を替わり、聞き取り作業を行ってもらい、必要に応じて指導係及び発表係が応援に回る。

中央選管端末担当（指導係）

(1) 小選挙区

ア 投票速報：報告は、全選挙区確定時の 1 回。

- ①選挙区ごとの確定時刻を入力するため、調整系の選挙区確定の発声「小選挙区1区（2区）投票結果確定。確定時刻**時**分」を確認次第、チェックリストに「1区（2区）確定 **時**分」と朱書きしておく。
- ②全市町村が確定し、発表系の「小選挙区投票結果 **時**分確定、コピーしました。」の発声後、「指導係」のかごから県集計表を取り出し、1名が読み上げ、もう1名が入力を行う。
- ③入力後、中央選管報告帳票を印刷し、県集計表との読み合わせを行ってから送信する。送信後、読み合わせに使った中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きし、「中央選管送信済」カゴに入れる。

イ 開票速報：報告は、各選挙区確定時の2回。

- ①調整系の選挙区確定の発声「小選挙区1区（2区）開票結果。確定時刻**時**分」を確認次第、チェックリストに「1区（2区）確定**時**分」と朱書きしておく。
- ②発表系の「小選挙区1区（2区）開票結果 **時**分確定、コピーしました。」の発声後に、指導係カゴから県集計表を取り出し、1名が読み上げ、もう1名が入力を行う。
- ③入力後、中央選管報告帳票を印刷し、県集計表との読み合わせを行ってから送信する。送信後には、読み合わせに使った中央選管報告帳票とチェックリストに送信時刻を朱書きする。
- ④事前に用意していたファクシミリ報告（第10号様式）に必要事項を記入した上で、読み合わせを行ってから送信し、チェックリストに送信時刻を朱書きする。
- ⑤報告に使用した県集計表、中央選管報告帳票及び第10号様式を「中央選管送信済」カゴに入れる。

(2) 比例代表

ア 投票速報：報告は、全市町村確定時の1回。

- ①調整系の比例代表確定の発声「比例代表投票結果確定。確定時刻**時**分」を確認次第、チェックリストに「確定**時**分」と朱書きしておく。
- ②発表系の「比例代表投票結果 **時**分確定、コピーしました。」の発声後、指導係カゴから県集計表を取り出し、1名が読み上げ、もう1名が入力を行う。
- ③入力後、中央選管報告帳票を印刷し、県集計表との読み合わせを行ってから送信する。送信後、読み合わせに使った中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きし、県集計表及び中央選管報告帳票を「中央選管送信済」カゴに入れる。

イ 開票速報：報告は、22時以降1時間おきの中間開票状況報告及び全市町村確定時の開票結果報告。

(ア) 中間開票状況報告（22時以降1時間おき）

- ①21時50分、22時50分、23時50分、0時50分、1時50分に端末を入力画面に設定して待機し、発表系の「比例代表開票結果 **時**分確定、コピーしました。」の発声後、指導係カゴから県集計表を取り出し、1名が読み上げ、もう1名が入力を行う。
- ②入力後、中央選管報告帳票を印刷し、県集計表との読み合わせを行ってから送信する。送信後に、読み合わせに使った中央選管報告帳票とチェックリストに送信時刻を朱書きし、県集計表及び中央選管報告帳票を「中央選管送信済」カゴに入れる。

(イ) 開票結果報告（最終確定時）

- ①調整系の比例代表確定の発声「比例代表開票結果確定。確定時刻**時**分」を確認次第、チェックリストに「確定**時**分」と朱書きしておく。
- ②発表系の「比例代表開票結果 **時**分確定、コピーしました。」の発声後、指導係カゴから県集計表を取り出し、1名が読み上げ、もう1名が入力を行う。
- ③入力後、中央選管報告帳票を印刷し、県集計表との読み合わせを行ってから送信する。送信後に、読み合わせに使った中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きし、県集計表及び中央選管報告帳票を「中央選管送信済」カゴに入れる。

(3) 国民審査

ア 開票速報（最終確定時）

- ①調整系の国民審査確定の発声「国民審査開票結果確定。確定時刻**時**分」を確認次第、チェックリストに「確定**時**分」と朱書きしておく。
- ②発表系の「国民審査開票結果 **時**分確定、コピーしました。」の発声後、指導係カゴから県集計表を取り出し、1名が読み上げ、もう1名が入力を行う。
- ③入力後、中央選管報告帳票を印刷し、県集計表との読み合わせを行ってから送信する。送信後、読み合わせに使った中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きし、県集計表及び中央選管報告帳票を「中央選管送信済」カゴに入れる。

イ 投票速報（報告期限は、翌日9：00）

- ①調整系の国民審査確定の発声「国民審査投票結果確定。確定時刻**時**分」を確認次第、チェックリストに「確定**時**分」と朱書きしておく。
- ②発表系の「国民審査投票結果 **時**分確定、コピーしました。」の発声後、指導係カゴから県集計表を取り出し、1名が読み上げ、もう1名が入力を行う。
- ③入力後、中央選管報告帳票を印刷し、県集計表との読み合わせを行ってから送信する。送信後、読み合

わせに使った中央選管報告帳票とチェックリストに送信時間を朱書きし、県集計表及び中央選管報告帳票を「中央選管送信済」カゴに入れる。

(4) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票・開票状況公表時刻一覧表
第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の投票・開票状況公表時刻一覧表

区分	公表項目	公表方法	公表時刻	
小選挙区	推定投票率 投票速報 《抽出投票区集計表》	資料提供 F-net ほかファクシミリ ホームページ	9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00	15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 19:30 20:00
	時間別 投票速報 《県集計表》	資料提供 F-net ほかファクシミリ メール ホームページ	20:30 21:00 21:30 (30分おき) ～最終確定時	
	市町村別 開票速報 《個票》 ※市町村独自 様式もあり	資料提供 F-net ほかファクシミリ 市部中間報は、開票率、候補者別得票数、得票数合計のみで、21:30から30分おきに最終確定まで	市町村から速報が入り次第、公表	
	時間別 開票速報 《県集計表》	[得票状況]、[開票結果]の2帳票 資料提供 F-net ほかファクシミリ メール ホームページ 市部中間報は、開票率、候補者別得票数、得票数合計のみ	21:30 22:00 22:30 23:00 23:30 (30分おき) ～選挙区確定時、 最終確定時	

区分	公表項目	公表方法	公表時刻	
比例代表	投票速報 《県集計表》	資料提供 F-net ほかファクシミリ メール ホームページ	最終確定時 (中央選管報告後)	
	市町村別 開票速報 《個票》 ※市町村独自 様式もあり	資料提供 F-net ほかファクシミリ	市町村から速報が入り次第、公表	
	時間別 開票速報 《県集計表》	資料提供 F-net ほかファクシミリ メール ホームページ	23:00 24:00 1:00 (1時間おき) ～最終確定時 (中央選管報告後)	

	区分	公表項目	公表方法	公表時刻
国民審査	投票速報 《県計集計表》	<ul style="list-style-type: none"> 当日有権者数 投票者数、棄権者数 投票率 	資料提供 F-net ほかファミリ メール ホームページ	最終確定時 (中央選管報告後)
	開票速報 《県計集計表》	<ul style="list-style-type: none"> 罷免を可とする票数 罷免を可としない票数 記載を無効とされたものの数 有効投票数 無効投票数 投票総数 無効投票率 持ち帰りその他 	資料提供 F-net ほかファミリ メール ホームページ	最終確定時 (中央選管報告後)

(5) 開票予定場所・時刻表

第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査開票予定場所及び予定時刻表

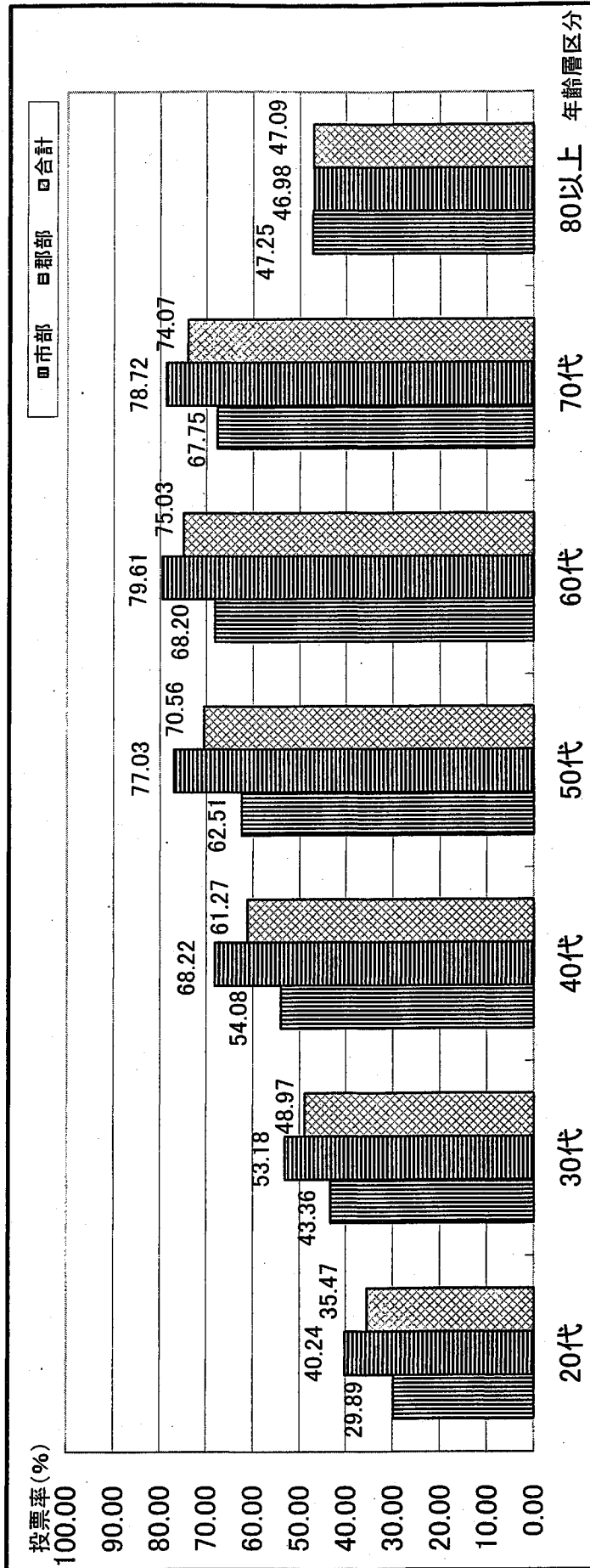
団体名	開票の場所	小選挙区			比例代表			国民審査			
		投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻	投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻	投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻	
都市	鳥取市	鳥取市民体育館	21:30	21:00	23:40	21:30	21:00	1:20	21:30	21:00	2:00
	米子市	鳥取県立武道館	21:15	21:00	23:15	21:15	21:00	0:45	21:15	21:00	2:00
	倉吉市	倉吉市営 体育センター	21:00	21:00	23:30	21:00	21:00	0:00	21:00	21:00	1:30
	境港市	境港市民会館 大会議室	20:40	21:00	22:30	20:40	21:00	23:30	20:40	21:00	0:30
岩美郡	岩美町	岩美町中央公民館講 堂	20:40	20:50	22:00	20:40	20:50	23:00	20:40	20:50	0:00
八頭郡	若桜町	若桜町公民館 集会室	20:40	20:40	22:10	20:40	20:40	23:10	20:40	20:40	0:00
	智頭町	智頭町総合センター 大集会室	20:45	20:45	22:00	20:45	20:45	22:50	20:45	20:45	23:30
	八頭町	八東体育文化 センター	20:50	21:00	22:30	20:50	21:00	23:00	20:50	21:00	0:00
東伯郡	三朝町	三朝町総合文化ホール 大会議室	20:45	21:00	22:15	20:45	21:00	23:00	20:45	21:00	23:45
	湯梨浜町	羽合小学校 ふれあいホール	20:50	21:00	22:30	21:00	21:00	23:15	21:00	21:00	0:30
	琴浦町	東伯勤労者体育 センター	19:50	20:00	21:15	19:50	20:00	22:15	19:50	20:00	22:45
	北栄町	北条農村環境改善 センター大研修室	20:55	21:00	22:30	20:55	21:00	23:30	20:55	21:00	0:30
西伯郡	日吉津村	日吉津村農業者 トレーニングセンター	20:10	20:15	21:15	20:10	20:15	22:15	20:10	20:15	23:15
	大山町	大山町保健福祉 センターなわ	20:00	20:15	22:30	20:00	20:15	23:30	20:00	20:15	0:00

		多目的ホール									
	南部町	プラザ西伯 大会議室	20:30	21:00	21:40	20:30	21:00	22:10	20:30	21:00	22:50
	伯耆町	伯耆町農村環境 改善センター多目的ホール	21:00	21:00	22:30	21:00	21:00	23:00	21:00	21:00	0:00
日 野 郡	日南町	日南町役場 交流ホール	20:00	20:00	21:00	20:00	21:00	22:30	20:00	22:20	23:30
	日野町	日野町山村開発 センター大集会室	20:40	20:45	21:45	20:40	20:45	22:30	20:40	20:45	23:30
	江府町	江府町山村開発 センター	20:30	20:40	21:30	20:30	20:40	22:20	20:30	20:40	23:10

5 参考資料
(1) 年齢別投票率

第47回衆議院議員総選挙年齢別投票率(平成26年12月14日執行)(小選挙区 全市町村抽出調査)

抽出投票区数 19 有権者数 (計) 10,872 12,356 23,228
 男 最高 65~69歳 76.12% 女 最高 70~74歳 76.16%
 最低 20~24歳 27.76% 最低 20~24歳 30.45%



年齢	市			町村			合計 A			前回(24.12.16)県計 B			比較(A-B)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20~24	22.78	21.48	22.14	32.18	38.31	35.20	27.76	30.45	29.08	33.88	40.37	36.93	-6.12	-9.92	-7.85
25~29	38.52	37.55	38.05	41.32	49.66	45.24	40.07	44.08	41.98	45.44	52.82	48.95	-5.38	-8.74	-6.97
30~34	41.73	46.77	44.18	50.13	49.59	49.87	46.66	48.42	47.51	54.10	56.90	55.48	-7.44	-8.48	-7.97
35~39	43.71	41.87	42.76	52.47	59.77	55.92	48.80	51.48	50.12	61.95	64.59	63.28	-13.15	-13.11	-13.16
40~44	53.96	51.52	52.74	62.73	67.77	65.20	58.60	59.93	59.26	66.63	69.42	68.02	-8.02	-9.49	-8.76
45~49	55.12	55.81	55.48	66.58	77.07	71.80	60.88	66.09	63.53	69.05	75.92	72.52	-8.17	-9.83	-8.99
50~54	64.52	62.62	63.56	73.52	77.61	75.59	69.20	70.45	69.84	76.16	79.38	77.77	-6.95	-8.92	-7.93
55~59	61.71	61.14	61.43	76.95	79.45	78.19	70.53	71.90	71.20	78.29	79.96	79.10	-7.76	-8.06	-7.89
60~64	66.21	67.28	66.74	79.32	78.17	78.76	74.32	73.92	74.12	80.81	83.02	81.94	-6.49	-9.10	-7.81
65~69	71.82	67.55	69.56	79.04	82.00	80.52	76.12	75.77	75.94	82.56	83.76	83.19	-6.44	-8.00	-7.25
70~74	68.35	69.65	69.05	82.07	81.25	81.63	76.10	76.16	76.13	80.14	82.09	81.20	-4.05	-5.93	-5.07
75~79	65.28	66.83	66.22	78.77	73.31	75.70	73.58	70.56	71.83	78.35	76.20	77.09	-4.76	-5.65	-5.26
80~	53.86	44.04	47.25	57.78	42.06	46.98	56.19	42.84	47.09	64.30	47.42	52.82	-8.11	-4.58	-5.73
合計	55.93	54.40	55.11	66.33	65.07	65.66	61.87	60.42	61.10	68.65	68.16	68.39	-6.79	-7.74	-7.29
実際の投票率	51.95	50.34	51.10	63.85	62.40	63.08	55.20	53.64	54.38	63.33	62.56	62.92	-8.13	-8.92	-8.54

(2) 総務大臣表彰被表彰者一覧

鳥取市選挙管理委員会委員長 中家 洋

北栄町選挙管理委員会委員長職務代理 磯江 悦志

江府町明るい選挙推進協議会

三朝町明るい選挙推進協議会

(3) 衆議院総選挙立候補者等一覧(鳥取県 第1回～第47回)

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
1	明 23. 7. 1	1	岡崎平内	545	大成	当次
			木下荘平	494		
			福井孝治ほか	68	自	
		2	山瀬幸人	734	保守	当次
			中井静雄	526		
			若原観瑞ほか	352		
		3	松南宏雅	801	大成	当次
			門脇重雄	496		
			入沢格治ほか	47		
2	25. 2. 15	1	木下荘平	670	独自	当次
			君村邦男	305		
			福井孝治	45		
			奥田義人ほか	10		
		2	若原観瑞	918	独自	当次
			山瀬幸人	640		
			岩本鹿蔵	15		
		3	渡部芳蔵	1,092	独自	当次
			門脇重雄	134		
森田幹ほか	48					
3	27. 3. 1	1	石谷薫九郎	599	国	当次
			木下荘平	445		
			山本喜代蔵	10		
		2	田江弥三郎	1,199	国自	当次
			若原観瑞	68		
			西谷金蔵	68		
			佐々木辰蔵ほか	148		
		3	渡部芳蔵	747	政自	当次
			門脇重雄	693		
入沢格治ほか	20					

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
4	27. 9. 1	1	石谷薫九郎 河口清馬 岡島正潔ほか	484 480 40	自	当次
		2	田江弥三郎 西谷金蔵 若原観瑞 山本春蔵ほか	478 412 242 12	大手 自 保守	当次
			3	門脇重雄 渡部芳蔵 入沢格治ほか	958 190 57	自 国
5	31. 3. 15	1	石谷伝四郎 石谷薫九郎 その他	966 57 25	国	当次
		2	西谷金蔵 若原観瑞 その他	917 283 50	自 進	当次
			3	野坂茂三郎 入沢格治 門脇重雄 その他	1,133 97 36 45	准自 自
6	31. 8. 10	1	石谷伝四郎 石谷薫九郎	674 554	憲	当次
		2	西谷金蔵 その他	1,083 55	憲	当次
			3	門脇重雄 福留清四郎 その他	838 637 24	憲
7	35. 8. 10	鳥取市	平井致道 木下義之 石亀賢治郎 その他	90 88 65 5	政友	当次
		郡部	西谷金蔵 田江泰造 長谷川芝之助 石谷伝四郎 門脇重雄 桑田常蔵 その他	2,135 1,797 1,788 1,754 455 96 47	政友 帝 帝 政友 "	当 当 当 当 次
8	36. 3. 1	鳥取市	奥田義人 福井孝治 その他	135 63 27		当次
		郡部	石谷伝四郎 西谷金蔵 稲田藤治郎 田江泰造 頭本元貞 その他	2,338 2,315 1,812 534 221 245	帝 政友 " 帝	当 当 当 当 次

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
9	37. 3. 1	鳥取市	奥田義人 その他	159 3	無名	当
		郡部	石谷伝四郎 国谷享 福留清四郎 西谷金蔵 その他	1,847 1,410 1,243 989 205	帝 帝	当 当 当 当 次
10	41. 5. 15	鳥取市	木下義之 岸本辰雄 その他	356 216 4	政	当 次
		郡部	西谷金蔵 奥田柳蔵 福留清四郎 その他	4,344 3,345 3,139 575	政 大 "	当 当 当 当
11	45. 5. 15	鳥取市	浜本義顕 白田久内 福井孝治 山瀬幸人 その他	292 201 84 64 2		当 次
		郡部	法橋善作 西谷金蔵 奥田柳蔵 長谷部天夫 その他	3,530 3,277 2,981 1,332 57	政 中 "	当 当 当 当 次
12	大 正 4. 3. 25	鳥取市	白田久内 浜本義顕 その他	454 247 7	同 政	当 次
		郡部	奥田柳蔵 西谷金蔵 本田親清 大谷誠夫 法橋善作 その他	2,563 2,428 2,188 2,065 2,040 23	同 政 同 政	当 当 当 当 次
13	6. 4. 20	鳥取市	白田久内 君野順三 林秀蔵 安住伊三郎 その他	193 164 148 90 2	憲 政	当 次
		郡部	頭本元貞 奥田亀造 奥田柳蔵 大谷誠夫 その他	2,844 2,816 2,554 2,285 21	政 憲 "	当 当 当 当 次

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落	
14	9. 5. 10	1	山本藤助	818	憲政	当次	
			由谷義治	367			
			その他	8			
			2	下田勘次			2,782
奥田亀蔵	2,484	政友					
その他	9						
3	山口嘉蔵	4,671	政友	当次			
田江泰造	2,874	憲政					
その他	29						
4	清瀬規矩雄	6,128	政友		当次		
村上先	1,268						
角賢市	610						
その他	74						
15	13. 5. 10	1	由谷義治	1,097	憲政	当次	
			岩田衛	508			
			その他	1			
			2	谷口源十郎			4,299
石谷源十郎	1,223						
その他	26						
3	山榊儀重	4,319	憲政	当次			
豊田収	4,136						
その他	24						
4	三好栄次郎	4,595			政友	当次	
清瀬規矩雄	3,080						
山上昶	1,802						
その他	10						
16	昭和 3. 2. 20	1	豊田収	19,625	政友	当次	
			矢野晋也	18,052			
			三好栄次郎	16,435			民政
			谷口源十郎	15,843			"
			山榊儀重	14,873			"
			村上吉蔵	4,355			労農
			稻田直道	2,671			日労
			寺崎勝治	405			中立
			藤田幸太郎	45			"
			17	5. 2. 20			1
由谷義治	20,131	"					
三好栄次郎	19,984	"					
豊田収	16,503	政友					
矢野晋也	15,554	"					
森脇斛	1,341	日大					
庄司彦男	367	中立					

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
18	7. 2. 20	1	豊田収	24,189	政友	当 当 当 当 次
			矢野晋也	22,739	"	
			由谷義治	15,447	中立	
			山柘儀重	15,388	民政	
			三好栄次郎	15,128	"	
19	11. 2. 20	1	三好栄次郎	19,922	民政	当 当 当 当 当 次
			山柘儀重	18,719	"	
			豊田収	16,738	昭和	
			由谷義治	14,233	国同	
			稲田直道	10,033	政友	
			矢野晋也	9,837	"	
20	12. 4. 30	1	稲田直道	18,577	政友	当 当 当 当 当 次
			山柘儀重	16,447	民政	
			三好栄次郎	15,640	政友	
			豊田収	15,543	昭和	
			由谷義治	12,092	東方	
			山上和	4,467	中立	
			湯原彦三	3,090	鳥取無産	
			梅林明	1,080	中立	
			21	17. 4. 30	1	
坂口平兵衛	16,432	"				
豊田収	16,088	"				
由谷義治	15,786	"				
稲田直道	13,544	無所属				
庄司彦男	1,812	"				
湯原彦三	931	"				
大谷直定	726	"				
22	21. 4. 10	1	稲田直道	39,634	自由	当 当 当 当 当 次
			佐伯忠義	35,011	進歩	
			赤沢正道	34,562	無	
			田中たつ	30,134	"	
			木島公之	28,391	進歩	
			足鹿覚	26,872	諸	
			山柘儀保	23,870	進歩	
			庄司彦男	23,569	社会	
			梶川静雄	20,807	諸	
			門田定蔵	19,475	"	
			門脇勝太郎	18,014	自由	
			中田義正	16,796	諸	
			田中嘉作	15,515	無	
			藤井豊吉	15,211	社会	
			高本毅	11,298	自由	
			手島雄二	11,248	"	
			安達幸雄	9,100	無	
			坂本俊一郎	8,936	共産	
			河毛市治	6,553	"	
			竹本節	6,058	無	
林芳春	2,436	諸				
合田繁一	1,957	無				
松本静夫	1,785	"				

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
23	22. 4. 25	1	稲田直道 庄司彦男 堀江実蔵 梶川静雄 門脇勝太郎 松田昌造 田中たつ 米原昶 藤井豊吉 池上五郎 湯原彦三	37,540 35,704 31,946 30,325 29,036 22,432 13,596 11,751 6,314 3,585 2,316	自由 社会 諸 社会 自由 諸 国民 共産 社会 諸 "	当 当 当 当 当 次
24	24. 1. 23	1	米原昶 稲田直道 門脇勝太郎 足鹿覚 堀江実蔵 手島雄二 庄司彦男 梶川静雄 後藤礼子 内田幸人 池上五郎	43,654 39,805 39,244 35,779 28,792 26,501 18,094 17,300 3,563 1,977 1,745	共産 民自 " 社会 労農 民自 社会 " 諸 民主 社革	当 当 当 当 当 次
25	27. 10. 1	1	足鹿覚 徳安実蔵 中田政美 古井喜実 三好英之 赤沢正道 門脇勝太郎 稲田直道 手島雄二 米原昶 幡新守也	43,369 43,278 41,223 39,817 32,468 29,544 28,446 12,552 11,398 7,920 3,741	社会 自由 " 改進 日本再建連盟 無 自由 " " 共産 無	当 当 当 当 当 次
26	28. 4. 19	1	足鹿覚 赤沢正道 徳安実蔵 古井喜実 中田政美 門脇勝太郎 盛本勘治 米原昶 幡新守也	48,276 45,227 42,604 42,517 41,399 30,316 19,864 6,664 5,597	社会 改進 自由 改進 自由 " 社会 共産 諸	当 当 当 当 当 次
27	30. 2. 27	1	古井喜実 足鹿覚 赤沢正道 徳安実蔵 中西利理 幡新守也 米原昶	62,538 59,564 54,128 49,545 33,481 14,483 12,197	民主 社会 民主 自由 社会 無 共産	当 当 当 当 当 次

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
28	33. 5. 22	1	徳安実蔵 赤沢正道 古井喜実 足鹿覚 中西利理 門脇勝太郎 幡新守也 稲田直道 河毛市治 梅林明	56,529 56,452 54,132 45,999 41,216 18,832 9,132 5,936 4,634 3,113	自民 " " 社会 " 無 " " 共産 無	当 当 当 当 当 当 当 当 当 当
29	35. 11. 20	1	足鹿覚 古井喜実 徳安実蔵 赤沢正道 中西利理 河毛市治	75,927 66,989 61,551 55,699 23,564 6,928	社会 自民 " " 民社 共産	当 当 当 当 当 当
30	38. 11. 21	1	徳安実蔵 古井喜実 赤沢正道 足鹿覚 武部文 石尾実	60,804 60,277 57,897 57,380 50,937 6,737	自民 " " 社会 " 共産	当 当 当 当 当 当
31	42. 1. 29	1	武部文 古井喜実 徳安実蔵 赤沢正道 足鹿覚 竹内利友	64,002 59,180 56,422 54,385 54,262 6,424	社会 自民 " " 社会 共産	当 当 当 当 当 当
32	44. 12. 27	1	赤沢正道 徳安実蔵 古井喜実 武部文 川上智正 中田吉雄 秋久勲 石尾実	65,582 64,638 45,635 43,798 41,285 32,295 19,351 7,296	自民 " " 社会 公明 社会 無 共産	当 当 当 当 当 当 当 当
33	47. 12. 10	1	徳安実蔵 赤沢正道 島田安夫 野坂浩賢 武部文 古井喜実 田中大蔵	61,431 55,584 55,373 53,192 49,106 47,511 15,153	自民 " 無 社会 " 自民 共産	当 当 当 当 当 当 当

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
34	51. 12. 5	1	古井喜実 相沢英之 武部文 野坂浩賢 徳安実蔵 島田安夫 山崎建治 田中大蔵 古賀信三	59,328 58,128 53,990 49,594 46,571 42,089 40,898 11,980 4,290	自民 " 社会 " 自民 " 公明 共産 無	当 当 当 当 当 当 当 当 当
35	54. 10. 7	1	相沢英之 古井喜実 野坂浩賢 武部文 徳安実蔵 島田安夫 伊谷周一 田中幸弘	64,080 60,753 60,705 57,575 53,978 47,759 12,830 1,539	自民 " 社会 " 自民 " 共産 無	当 当 当 当 当 当 当 当
36	55. 6. 22	1	相沢英之 野坂浩賢 武部文 古井喜実 島田安夫 常田享詳 伊谷周一	71,217 63,847 63,735 63,701 59,164 23,495 12,683	自民 社会 " 自民 " 無 共産	当 当 当 当 当 当 当
37	58. 12. 18	1	島田安夫 武部文 平林鴻三 相沢英之 野坂浩賢 保田睦美 打田重徳	80,046 67,603 67,054 66,121 61,752 8,935 2,081	自民 社会 自民 " 社会 共産 無	当 当 当 当 当 当 当
38	61. 7. 6	1	平林鴻三 相沢英之 野坂浩賢 石破茂 熊谷信孝 武部文 島田充 保田睦美	71,015 69,933 66,067 56,534 51,632 46,917 11,307 8,097	自民 " 社会 自民 公明 社会 無 共産	当 当 当 当 当 当 当 当
39	平成 2. 2. 18	1	石破茂 野坂浩賢 武部文 相沢英之 平林鴻三 岩永尚之 中西豊明 打田重徳	82,169 75,439 75,112 71,354 66,345 8,332 1,829 900	自民 社会 " 自民 " 共産 無 "	当 当 当 当 当 当 当 当

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
40	5. 7. 18	1	石破茂	137, 025	自民	当
			平林鴻三	69, 508	"	当
			野坂浩賢	59, 497	社会	当
			相沢英之	48, 793	自民	当
			佐々木康子	24, 579	共産	次
41	8. 10. 20	1	石破茂	94, 147	(無所属)	当
			知久馬二三子	28, 496	社民	次
			岩永尚之	14, 845	共産	
			山田篤	13, 221	新社	
		2	相沢英之	69, 256	自民	当
			山内功 長尾達也	64, 199 15, 665	新進 共産	次
42	12. 6. 25	1	石破茂	91, 163	自民	当
			田村耕太郎	62, 811	(無所属)	次
			知久馬二三子	22, 425	社民	
			岩永尚之	9, 406	共産	
		2	相沢英之 山内功 水津岩男	80, 843 67, 939 12, 153	自民 民主 共産	当 次
43	15. 11. 9	1	石破茂	114, 283	自民	当
			田中清一	31, 236	社民	次
			水津岩男	14, 092	共産	
		2	川上義博	52, 466	(無所属)	当
			山内功 相沢英之 大谷輝子	50, 989 45, 900 9, 266	民主 自民 共産	次
44	17. 9. 11	1	石破茂	106, 805	自民	当
			早川周作	48, 092	民主	次
			田中清一	14, 271	社民	
			塚田成幸	11, 105	共産	
		2	赤澤亮正 川上義博 山内功 鷺見節夫	64, 132 58, 909 41, 533 6, 711	自民 (無所属) 民主 共産	当 次
45	21. 8. 30	1	石破茂	118, 121	自民	当
			奥田保明	63, 383	民主	次
			岩永尚之	7, 336	共産	
			細川幸宏	1, 757	(諸派)	
		2	赤澤亮正 湯原俊二 甲谷英生	84, 659 84, 033 2, 082	自民 民主 (諸派)	当 次
46	24. 12. 16	1	石破茂	124, 746	自民	当
			塚田成幸	17, 550	共産	次
			井上洋	5, 325	(無所属)	
		2	赤澤亮正 湯原俊二 福住英行	87, 395 45, 728 10, 584	自民 民主 共産	当 次

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
47	26. 12. 14	1	石破茂 塚田成幸	93, 105 22, 888	自民 共産	当 次
		2	赤澤亮正 湯原俊二 福住英行	76, 579 49, 297 10, 270	自民 民主 共産	当 次